

2012 年度認定基準改定の趣旨と要点

JABEE は、認定制度の国際的整合性の向上や審査方法の改善の観点から、2012 年度からの適用を予定して認定基準の改定作業を進め、昨年 6 月には基準改定案についてのパブリックコメントを実施し、皆様からいただいた多数のご意見を改定基準作成の参考とさせていただきます。この場を借りて厚く御礼申し上げます。今般、改定基準（日本技術者教育認定基準 共通基準および個別基準）がまとまりましたので公開いたします。

以下、この改定基準の 2010 年度改定基準からの主な変更点と変更の趣旨について説明いたします。（以下で、「旧基準」は 2010 年度改定基準、「新基準」は 2012 年度改定基準を表します。）

1. 基準の大項目を、「学習・教育到達目標の設定と公開」（基準 1）、「教育手段」（基準 2）、「学習・教育到達目標の達成」（基準 3）、「教育改善」（基準 4）の 4 項目としました。これにより、従来から強調してきたアウトカムズ重視の姿勢をより明確化するとともに、Plan-Do-Check-Action と基準項目の対応関係がより明確になるようにしました。
2. 前項 1 の構成とすることにより、従来の「学習・教育の量」（旧基準 2）、「教育環境・学生支援」（旧基準 4）は、新たな基準の「教育手段」（新基準 2）の一部として位置付けるようにし、これらの項目の審査における取り扱いの簡略化を目指しました。
3. 従来より、「学習・教育目標」の設定にあたっては社会の要求や学生の要望にも配慮することを求めてきました。その際、学生を将来どのような技術者にするのかを念頭においた上で、修了時に何をどの程度身につけさせようとしているのかを明確にすることを求めてきました。新基準では、これらの関係をより明確にするため「育成しようとする技術者像」と、「修了生が確実に身につけておくべき知識・能力」を明確に分離するようにしました。また、これまで、修了生が確実に身につけておくべき知識・能力を「学習・教育目標」と称してきましたが、「到達させるべきもの」であることをより明確に示すため「学習・教育到達目標」に名称を改めました。
4. 認定基準の国際的な通用性を維持する観点から、基準 1 の学習・教育到達目標の内容を International Engineering Alliance (<http://www.ieagreements.org>) が 2009 年に策定した Graduate Attributes を参考に点検しました。その結果、従来の基準 1 における学習・教育目標の設定に関して従来掲げていた(a)-(h)に加えて、新基準ではチームワークに関する能力を(i)として加えました。従来からの(a)-(h)に関しては、一部に内容の見直しを行いました。これまでの内容をほぼそのまま踏襲しており、既に JABEE 認定を受けているプログラムが設定している学習・教育目標や、それをもとに

構築しているカリキュラムに無用な変更を強いることのないように配慮しました。また、(a)-(i)の各項目については、それぞれの意図する内容を箇条書きで補足し、今回の改定で新設される「日本技術者教育認定基準 個別基準」（以下「個別基準」）で記述するようにしました。なお、実際の審査は(a)-(i)の項目単位で行うこととし、それぞれの項目に付した箇条書きの説明内容はその際の解釈のために利用するにとどめ、直接的な審査項目にはいたしません。

5. 従来より JABEE では、学生の達成度評価に関して、基準 1 の(a)-(h)（新基準では、(a)-(i)）に掲げた項目に対してではなく、それを踏まえて各プログラムが設定した学習・教育目標（新基準では、学習・教育到達目標）に対して適切に行うことを求めてきました。これは、各プログラムの多様性を尊重しようとの考えに基づいています。今回の改定では、プログラムの独自性を尊重する従来からの基本方針を貫きながら、国際的同等性を明確に示すために基準 1 の(a)-(i)の項目に対する適合度をより直接的に示すことを目指しました。このための措置として、従来と同様にプログラムの設定した学習・教育到達目標に基づいた適切な達成評価を求めることを基本としますが、それにより達成が保証される知識・能力を基準 1 の(a)-(i)の項目で再整理して補完的にチェックすることを追加し、それに対応する基準の項目として新基準 3 (5)を追加しました。
6. 上記 1、2 で述べた基準の構成の見直しにより、後述の「エンジニアリング系学士課程」の認定種別では、旧基準 2 で求めてきた学習・教育の量については、新基準 2 に分散して含めることとしました。そのうち、旧基準 2 (2)で求めてきた授業時間の数値的基準については、新基準では基準 2.1 (1)の関連事項として「4 年間にわたる学習・教育で構成され、当該分野にふさわしい数学、自然科学および科学技術に関する内容が全体の 60%以上」と大枠のみを規定する内容に改め、「個別基準」に移して記述するようにしました。従来の基準 2 (2)における学習・教育の量の数値的基準には、技術者教育としての水準を量的な側面から間接的に担保する意味と、JABEE の認定する技術者教育の国際的な同等性を示す意味がありました。このうち、前者については、大学設置基準で求める学修時間の確保に対する種々の動きが見られ、JABEE が独自に授業時間にまで踏み込んだ数値的基準を定める必要性が薄れてきていることに鑑みて、学習・教育のアウトカムズを重視する JABEE 本来の考え方に基づく審査を充実させることにより、量的基準に頼らない水準の担保を目指したいと考えました。しかし、後者の理由により、JABEE の認定する技術者教育の国際的な同等性を示すための最低限の量的基準は残す必要があると判断し、前述の新基準の「個別基準」に移した内容を掲げることとしました。

7. 教育活動の評価（新基準 2.3(4)）や、継続的改善（新基準 4.2）に関して、それらの目的や趣旨が明確になるように文言の追記を行いました。

その他の全般に関わる変更点

- 新基準における共通基準は、(1) エンジニアリング系学士課程、(2) エンジニアリング系修士課程、(3) 情報専門系学士課程、(4) 情報専門系修士課程、(5) 建築系学士修士課程の5つの種別の認定審査に共通して適用する基準として策定されています。なお、個々の種別の認定審査に適用するにあたっては、「個別基準」で記述する当該種別の認定審査に関する事項を考慮することとします。
- 分野別要件は、共通基準を適用する際に当該分野固有の補足事項が必要となる分野に限って定めることとし、「個別基準」で記述することとします。なお、分野別要件が設定されない分野であっても、審査体制としては従来通りであり、分野別審査委員会などの重要性は変わりません。

以上